○内閣府告示第三百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十二年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町

二　構造改革特別区域の名称　オホーツク紋別地域外国人技能実習生受入れ特区

三　構造改革特別区域の範囲　紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外

国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第三百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十二年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道枝幸郡浜頓別町及び枝幸町

二　構造改革特別区域の名称　北オホーツクえさし・はまとんべつ外国人技能実習生受入れ特区

三　構造改革特別区域の範囲　北海道枝幸郡浜頓別町及び枝幸町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第三百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第六十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十二年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪市

二　構造改革特別区域の名称　ビジネス人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　大阪市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）

○内閣府告示第三百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第六十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十二年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　相生市

二　構造改革特別区域の名称　海と森と人が輝く相生市教育特区

三　構造改革特別区域の範囲　相生市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第三百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十二年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高梁市

二　構造改革特別区域の名称　みんなワクワク給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　高梁市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第八百六十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十二年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県及び久留米市

二　構造改革特別区域の名称　久留米アジアバイオ特区

三　構造改革特別区域の範囲　久留米市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び地方公共団体の助成等による外国

企業支店等開設促進事業（五一二）

○内閣府告示第三百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十二年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　天草市

二　構造改革特別区域の名称　天草宝島ワイン・リキュール特区

三　構造改革特別区域の範囲　天草市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九）